第三論文

新保史生「改正個人情報保護法の論点」憲法学会、憲法研究 48 号、2016 年、29-55 頁

改正個人情報保護法の論点

The Point at Issue regarding the revised Japanese Personal Information Protection Act of 2015

慶應義塾大学 新保史生

- 1 個人情報保護法の改正
- 2 法改正の背景
- 3 改正個人情報保護法における主な改正事項
- 4 個人情報の定義をめぐる論点
- 5 個人情報取扱事業者の義務に係る改正事項
- 6 第三者提供に係る義務
- 7 匿名加工情報の取扱い
- 8 個人情報保護委員会設置の意義
- 9 行政機関及び独立行政法人等における個人情報の取扱い

1 個人情報保護法の改正

「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)の一部を改正する法律案(第 189 回国会:閣法 34 号)」は、2015 年 8 月 28 日に参議院で可決され、2015 年 9 月 3 日に衆議院で可決成立(1) し同年 9 月 9 日に法律第 65 号として公布された(2)。

今回の改正は、2003年に制定され2005年に全面施行されてから10年ほどが経過し、その間の情報通信技術の飛躍的な進展に伴う個人情報の取扱いの変化に対応したものである。

個人情報保護法が番号利用法⁽³⁾とともに改正が行われることになった理由の一つは、マイナンバー制度⁽⁴⁾を監督する機関として 2014 年 1 月 1 日に設置された「特定個人情報保護委員会」を改組し、個人情報の取り扱い全般にわたって監督する機関として新たに「個人情報保護委員会⁽⁵⁾」を設置することにある⁽⁶⁾。

2 法改正の背景

法改正の理由は、個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータ及び個人番号の適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するために、個人情報の適正な取扱いと保護に必要な手続に関し必要な法改正を行うことである。

多種多様かつ膨大なデータ、いわゆるビッグデータ⁽⁷⁾の収集・分析が可能となることに伴い、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するなど、これからの我が国発のイノベーション創出に寄与するものと期待されている。同時に、個人の行動・状態等に関する情報に代表されるパーソナルデータが、高度な情報通信技術を用いた方法により、本人の利益のみならず公益のために利活用することが可能となってい

る。しかし、これらの情報について自由な利活用が許容されるのかが不明確な「グレーゾーン」が発生・拡大し、パーソナルデータの取扱いに躊躇する場面や、逆に安易な匿名化によって個人情報に該当しない情報と誤解して利活用を試みることで社会的に非難の対象となる事例も見受けられる⁽⁸⁾。

このように、個人に関する情報の取扱いをめぐる問題が事業者及び消費者の双方において様々な局面で関心が高まっている理由として、個人情報及びプライバシーという概念が世の中に広く認識されていることがあげられる。反面、それらの情報が悪用されるのではないかという不安もあり、十分な注意を払ってパーソナルデータを取り扱って欲しいなどの消費者の意識が拡大していることも事実である。現に、利用者の購買履歴を分析することで的確な「お勧め商品」を提示したり、趣味嗜好に応じた広告を表示することは、事業者の収益向上とともに利用者にとっても必要な情報を効率的に得られるメリットがある。しかし、様々な付加価値向上のための利用が注目される一方で、本人が知らないうちに詳細な個人情報が取得され、個人のプライバシーが明らかになるおそれがある。

そのような背景から、保護されるべきパーソナルデータが適正に取り扱われることを明らかにし、消費者の安心感を生む制度の構築⁽⁹⁾が望まれているため、個人情報保護法の改正が行われた⁽¹⁰⁾。

3 改正個人情報保護法における主な改正事項

改正個人情報保護法における主な改正事項は、①個人情報の定義の明確化、②適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備、③個人情報の保護を強化するための規定の整備、④個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備、⑤個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備である。

4 個人情報の定義をめぐる論点

今回の法改正により個人情報の範囲に変更はないとされているが、定義の明確化のために新たな定義が追加されている⁽¹¹⁾。追加された定義は、個人識別符号、要配慮個人情報、匿名加工情報(匿名加工情報取扱事業者、匿名加工情報データベース)である⁽¹²⁾。

4-1 実質的個人識別性

個人情報保護法が定める「個人情報」は、氏名などその情報から特定の個人を識別できる情報にとどまらず、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含めて個人情報と定義している。いわゆるビッグデータの分析により、取得等の際に特定の個人が識別されなかった情報でも、他の個人に関する情報との組み合わせや連結などによって特定の個人を識別することが可能な場合がある。これらの情報は「個人に関する情報」ではあっても、個人情報保護法の定義に基づく「個人情報」に該当しないこともあるため、そのような情報も「実質的に個人識別性を有する情報(13)」として保護の対象に含めて検討すべきであるとの議論を経て、個人情報保護制度の見直し(14)に向けた検討がなされ、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱(15)」(以

下「大綱」という。)がとりまとめられた。

4-2 準個人情報

個人情報の定義に係る事務局の当初案として、「(仮称)準個人情報」という定義が示されていた。①現行法の定義をもとに各事業者が情報の取扱いを行っていることに配慮し、「個人情報」の定義を維持すること、②「個人情報」への該当性の判断については、ガイドライン等の明確化、事前相談の迅速な対応を図ること、③「個人情報」の該当性の判断主体は一義的には情報を取り扱う事業者であること、また、第三者提供時の容易照合性の判断については提供元を基準に判断すること、をそれぞれ明確化すること、④その上で、個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」を解消すべく、現行法では「個人情報」に該当しないものであっても、個人を識別することができる蓋然性が高いものを保護すべきであることを示すために提示された試案である(16)。

「準個人情報」という定義を用いる試みは、「識別非特定情報(後述)」の取扱いについても個人のプライバシー保護の観点から適正な取扱いと保護が求められ、情報通信技術の発展により、情報収集及び分析が容易になり他の情報と結びつくことで個人が特定される蓋然性が高まっていることから、「単体では個人の特定性があるとは言えない情報であっても、多量又は多種の情報が収集されることにより個人が特定されるおそれのある情報⁽¹⁷⁾」を保護の対象とすることを目的としたものである。

準個人情報に関する検討にあたっては、「識別」と「特定」を分ける考え方が示された。「識別」とは、「ある情報が誰か一人の情報であることがわかること(ある情報が誰の情報であるかが分かるかは別にして、ある人の情報と別の人の情報を区別できること)(18)」、また、「特定」とは、「ある情報が誰の情報であるかがわかること(19)」とし、「識別特定情報(個人情報)」、「識別非特定情報」及び「非識別非特定情報(非個人情報)」に分けて議論がなされた。よって、準個人情報に係る議論と同時に行われていた「個人特定性低減データ(後述)」については、個人データの加工後には事実上の非個人情報になる。ただし、この分類は、現行の個人情報保護法が「特定の個人」の「識別」をもって個人情報に該当するとしている解釈とは異なるものであり、「今後における議論のために別概念の定立を新たに試みたものとみるべき(20)」との指摘の通りである。

なお、識別と特定を分けて考える必要性を認識する端緒となったのは、JR 東日本による「Suica の乗降履歴提供問題⁽²¹⁾」である。氏名を削除又は不可逆な ID に置き換えたとしても、何時何分何秒単位で記録されている乗車駅と降車駅の情報は、1対1で照合が可能な「単射性」を有する情報であるため、場合によっては「誰か」を識別することもできる。つまり、乗降履歴が「準個人情報」か否かという点が問題なのではなく、「識別非特定情報」であって一定の条件によっては「識別特定情報」として個人情報に該当するのではないかという点が問題の本旨である。この問題は、不完全な仮名化(匿名化)により個人が特定される危険性とプライバシーが明らかになる蓋然性から社会的非難の対象になったが、個人特定性低減データに関する議論の必要性を認識する契機となった意義は大きい。

4-3 準個人情報定義の放擲

検討過程では、法が定める個人情報のみならず「広く個人の行動・状態等に関するデータ」を便宜上「パーソナルデータ⁽²²⁾」と呼称⁽²³⁾していたが、パーソナルデータという定義を新たに設ける議論が一切なされなかったことは言うまでもない。

一方、実質的に個人識別性を有する情報として保護の対象に含めて検討すべきか否か考慮が必要な情報を「(仮称)準個人情報」とし、「個人データ」若しくは「準個人データ(検索性・体系性を有する準個人情報)」を加工又は他の情報を加える等して個人が特定される可能性を低減したものを「(仮称)個人特定性低減データ(法第23条第1項適用除外情報)」とする提案がなされたものの、大綱が公表された段階では、新たな定義として「準個人情報」を追加するのではなく、「個人特定性低減データ」を新たに定め、その加工方法(24)について民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関による認定等を受ける仕組みが示された。改正法では、「個人特定性低減データ」を「匿名加工情報」と定義し、その加工方法は民間団体によるルール策定ではなく、個人情報保護委員会が定めることとしている(25)。

4-4 定義の明確化のための個人識別符号

改正法における「個人情報」の定義は、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものと定義されている。(1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)、(2)個人識別符号が含まれるもの。

「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、 政令で定めるものをいう。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

政令の内容が明らかになるまで、どのような情報がこれに該当するのかは未定であるが、 若干具体例をあげておきたい。

一つ目の、個人の身体の一部の特徴をコンピュータ処理したデータとは、例えば、バイオメトリクスを用いた認証装置で本人確認のために撮影された顔貌の特徴を抽出した特徴点(テンプレートという)がこれに該当すると考えられる。

二つ目は、マイナンバー、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、保険証番号等が該当する。一方、携帯電話番号、クレジットカード番号、メールアドレスあるいはサービス提供のための会員 I Dについては、さまざまな契約形態や運用実態があることから、現時点においては一概に個人識別符号に該当するとは言えないと考えられる。固定電話番号についても、固定電話の回線を家族、同居人と共有することが一般的であり、番号単体で

は特定の個人を識別できないものとして個人識別符号には当たらない。携帯電話の通信端末 I Dなど、単に機器に付番される識別符号も個人識別符号には該当しないことになる。

ただし、これらの識別子については、近時の IoT (モノのインターネット) など様々なモノがネットワークを介して利用できる環境では、それらのモノの利用に際して個人に関する情報が取得されたり、場合によっては特定の個人を識別できるようになることも想定される。情報の分析など取り扱いをめぐる新たな技術開発やその利用方法によっては、個人情報になり得る情報の範囲も変わるため、技術動向を注視しつつ社会実態を反映して、どのような情報が個人識別符号に該当するのか継続的に検討を行うことが求められている。

5 個人情報取扱事業者の義務に係る改正事項

個人情報取扱事業者の義務については、①利用目的の特定、②適正な取得、③データ内容の正確性の確保等、④第三者提供の制限、⑤外国にある第三者への提供の制限、⑥第三者提供に係る記録の作成等、⑦第三者提供を受ける際の確認等、⑧開示等について改正がなされている。

①利用目的の特定については、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものと規定が改められた。一見するとどの部分が改正されたのかわかりづらい点であるが、「相当の」という文言が削除されている。

②適正な取得については、一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配 慮個人情報を取得することが禁止される⁽²⁶⁾。

③データ内容の正確性の確保等については、個人データを利用する必要がなくなったと きは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努力義務が定められた。

④第三者提供の制限については、オプトアウト規定の見直しがなされている。一定の場合にあらかじめ本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる旨のオプトアウトに関する手続において、当該規律の対象となる個人データから要配慮個人情報が除かれている。オプトアウトにより本人の同意を得ずに個人データを提供するためには、一定の事項を個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない手続が新たに定められた。個人情報保護委員会は、オプトアウトに係る事項の届出があったときは、委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

⑤外国にある第三者への提供の制限については、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、一定の場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合、第三者提供の適用除外となる共同利用や委託先への提供であっても、外国の第三者への提供にあたっては本人同意原則の対象からは除外されていない。

⑥第三者提供に係る記録の作成等については、個人データを第三者に提供したときは、 個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該 第三者の氏名等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならない。

⑦第三者提供を受ける際の確認等については、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による当該個人データの取得の経緯等を確認するとともに、当該個人データの提供を受けた年月日等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならない。

⑧開示等については、本人が個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができるものとするとともに、一定の場合において、当該保有個人データの内容の訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止を請求することができることとなった。開示等の手続きは、あくまで本人からの「求め」ができる規定となっていたため、裁判においても具体的請求権を行使する際の根拠規定としては否定的な判断が示されてきたため、今回の法改正により「請求権」としての位置づけを明確にしたものである。なお、本人が当該請求に係る訴えを提起しようとするときは、一定の場合を除き、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。

6 第三者提供に係る義務

6-1 第三者提供に係る義務の改正

第三者提供に係る義務の改正⁽²⁷⁾は、①第三者提供の制限、②外国にある第三者への提供の制限、③第三者提供に係る記録の作成等、④第三者提供を受ける際の確認等に関係する手続である。

①は(1)オプトアウト手続の届出・公表(23条2項~4項)、(2)要配慮個人情報のオプトアウトによる第三者提供の禁止(23条2項)、②は外国にある第三者への提供(24条)、③及び④はトレーサビリティの確保(25条、26条)について新たな手続が定められている。さらに、個人情報データベース等提供罪 $^{(28)}$ (83条)も創設された。

一方、第三者提供の制限を受けない手続として、個人情報の利活用推進を目的として本人同意なしの第三者提供を可能とするために新たに設けられた匿名加工情報取扱事業者等の義務として匿名加工情報の提供(2条9項及び10項、36条から39条)、第三者提供の例外としての共同利用の範囲の明確化に関する修正(23条5項3号)等がなされている。

6-2 オプトアウト手続をめぐる問題

オプトアウト手続は、大規模な個人情報データベースを提供する事業において、データベースを構成する個人の数からみて、あらかじめ本人の同意を得ることが困難であるとの意見が現行法の立法当時に住宅地図業者などから示されたことを受けて設けられた手続である。諸外国では、ダイレクト・マーケティングのオプトアウトなどガイドラインに基づく手続としては用いられてはいるものの、個人情報保護関係の法令で第三者提供を停止する手続として一般的に用いられている手続とは言えない。

オプトアウト手続により個人データを本人同意なしに第三者に提供するためには、本人

への通知又は容易に知り得る状態に置くことが義務づけられているが、その方法として事業者がウェブ上に公表することが一般的であるため、本人が認識できる機会に乏しく手続の形骸化が指摘⁽²⁹⁾されてきた。提供の連鎖によりオプトアウト請求の対象となる事業者を本人が把握することすら困難な状況もある。オプトアウトの要件さえ満たしてさえいれば本人の同意を得ることなく適法に個人データを第三者に提供することが可能であるため、適正な取得義務の観点からは出所の疑わしい名簿が、形式的なオプトアウト要件の公表によって販売がなされている状況も問題とされてきた⁽³⁰⁾。

6-3 オプトアウト手続の見直し

オプトアウト手続きの見直しは、新たに個人情報保護委員会への届出が義務づけられる とともに、委員会が当該届出に係る事項を公表する手続が設けられた。

届出義務は、①第三者への提供を利用目的とすること、②個人データの項目、③提供方法⁽³¹⁾、④本人の求めに応じた提供停止、⑤本人の求めを受け付ける方法(改正法で追加)を本人へ通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが義務づけられている。②、③、⑤を変更する場合は、個人情報保護委員会に届出なければならない。

当該届出に係る事項は、事業者名など個人情報保護委員会規則で定める公表事項が委員会のウェブサイト等で公表される予定となっている。事業者による届出と委員会による公表により、オプトアウトが実施されている事実を本人が認識できる機会が確保されることとなるとともに、当該手続に違反した第三者提供は委員会の勧告・命令の対象となる。

6-4 要配慮個人情報のオプトアウトによる第三者提供の禁止

現行の個人情報保護法は、対象となる情報が公開・非公開を問わず、法が定める個人情報の定義に当てはまる情報を形式的に個人情報と判断しているにすぎない。しかし、個人情報であっても他人に公開されることを欲しない情報や、その取扱いに慎重を期すべき情報もある。改正法では新たに「要配慮個人情報」を定義し、その取得を原則禁止とすることで、不当な差別や偏見の要因となる情報の取得を制限する手続を定めている。これにより、個人情報の内容を問わない形式的な個人情報保護制度から、情報の内容に応じた適正な取扱いと保護の手続を定めることで、実質的な個人情報保護の仕組みも備えた制度に移行することになる。

6-5 第三者提供時の容易照合性の判断基準

個人データの第三者提供(法23条1項)にあたり、個人情報の識別可能性(容易照合性の判断)は、提供元と提供先(受領者)のいずれにおいて判断するのか。①提供元、②提供先、③提供元及び提供先、に分けて考える必要がある。法改正に向けて前提となる解釈としては①が示された。有力説として②(32)も展開されている。③の場合に識別性を有しない場合には、第三者提供の制限を受けないことに異論はない。

非個人情報化(いわゆる匿名化)した場合であっても、提供元に加工前の個人情報が残存している場合、当該データを保有している事業者内部では容易照合性⁽³³⁾があるため、個人データに該当し第三者提供の制限を受ける。一方、非個人情報化した後に照合可能な情

報(対応表や照合表)が提供元に存在しない場合は、個人データに該当しない。

しかし、元の個人情報と照合できる情報「対応表⁽³⁴⁾」が破棄されない限り、その情報は「個人データ」としての呪縛から逃れられず、第三者提供の制限を免れることはできないことになる。

では、対応表を破棄して非個人情報化すれば良いのではという考えもあるかもしれないが、ビッグデータの活用において対応表の破棄を求めるなど照合可能性を完全喪失したデータとしての取扱いを義務づけることは、まさに利活用を阻害し「事業者の負担(不利益)」になると考えられる。また、法が定める第三者提供の制限を回避することを目的として、単に対応表の破棄へ向けて邁進することは現実的ではない。そうなると、提供元において対応表を破棄せずに非個人情報化した情報の提供を可能とする法解釈をするためには、提供先において個人識別性を有する情報か否かを判断する以外に方法がない。しかし、提供先での突合や分析による個人識別可能性は、提供先が保有するデータが全て開示されない限り提供元で判断することはできない。

これらを踏まえて、法改正における検討過程では、個人情報の識別可能性の判断は提供 先における不確実な要素に左右されることがない提供元⁽³⁵⁾を基準に判断し、提供先におい て特定の個人を識別できない情報として取り扱うことを目的としたデータを提供元で加工 する手続を定めることとし、個人特定性低減データが考案された。

7 匿名加工情報の取扱い

7-1 匿名加工情報の取扱いに係る手続

個人特定性低減データは、改正法では、「匿名加工情報」として新たな定義と取扱い手続きが定められた。

匿名加工情報の取扱いに係る手続は、①匿名加工情報の作成等、②匿名加工情報の提供、 ③識別行為の禁止、④安全管理措置等が定められている。

①匿名加工情報の作成等については、匿名加工情報の作成等について、次の手続が定められた。(1)匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。(2)匿名加工情報を作成したときは、加工の方法に関する情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならないものとするとともに、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。(3)匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

②匿名加工情報の提供については、匿名加工情報取扱事業者(匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者を含む。)は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三

者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

③識別行為の禁止については、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。)を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、加工の方法に関する情報等を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

④安全管理措置等については、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、 匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保す るために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければなら ない。

7-2 識別可能性と権利利益侵害の蓋然性

匿名加工情報であっても、技術的に分析・加工することにより再識別化がなされることで個人が特定されるリスク⁽³⁶⁾があること、そのリスクを排除することができないことにより権利利益侵害の可能性がある。

当該リスクについて、技術検討 WG 報告書では、個人を特定するおそれは、多くの場合、 当該個人に関する多量又は多様な情報を収集することによって生じることから、「特にそ の性質・特性から多量又は多様な情報を収集し、個人が特定される蓋然性が高い」かの判 断要素・指標を明らかにし、(ア)本人に付与されるものか、所有物等に付与されるものか、 (イ)一意性(重複性)、(ウ)単射性、(エ)共有性、(オ)変更可能性、(カ)不変性、(キ)利 用停止可能性、(ク)継続性(利用期間)、(ケ)利用範囲/データの規模の観点から判 断し、その他、(コ)悉皆性、(サ)外観識別性、(シ)外部情報入手可能性、(ス)本 人到達可能性等の項目も考えられるとしている。

7-3 再識別化の禁止

匿名加工情報として加工したデータを第三者に提供する場合であっても、提供先における再識別化の可能性を完全に払拭することはできない。よって、匿名加工情報を本人同意なしに提供することを認めるためには、「個人の権利利益が侵害されるおそれに留意」しつつ、提供先において再識別化がなされないことが前提となる⁽³⁷⁾。

個人の権利利益侵害の可能性の観点からは、提供先において識別可能性がなければ、その可能性も低いことから、個人データの第三者提供にあたって識別可能性を提供先を基準に判断すべきであるとの考え⁽³⁸⁾は一理あるものの、提供先における再識別化の問題が、提供元を基準に判断せざるを得ない理由の一つでもある。

再識別化の問題は、提供元で提供先において再識別化が可能か否かを事前に判断することが至難であること、提供先において事後的に再識別化が可能であることが判明した段階で、提供元においても当該情報を遡及して個人情報として取り扱わなければならなくなるのではないかという問題もある。

よって、識別可能性について、提供先を基準に判断し提供元にその確認義務を負わせるのか、提供元を基準に判断し提供先に再識別化の禁止義務を負わせるのか、大綱の段階で示されていた「特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定める」の趣旨

は、改正法では後者を選択したといえる。

なお、匿名加工情報の取扱いに限って、提供元に課されている第三者提供にあたっての 義務(本人同意又はオプトアウト)が解除されるのであって、その代わりに、提供先(受 領者)側に新たな義務(再識別化の禁止)を課すことになるため、「本人同意なし」の提 供という趣旨が、第三者提供に係る法的義務全般が緩和され自由に利活用を促進するもの であるとする考えは誤りである。

7-4 加工方法

匿名加工情報については、「加工方法」そのものは法定しておらず委員会規則で定める 事項となっている。その理由は、データの有用性や多様性に配慮することが必要であり、 事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができるようにすることが求められているか らである。なお、前述の通り当初は民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関によ る当該ルール又は民間団体の認定等を行うとともに、適切な加工方法については、ベスト プラクティスの共有等を図ることとされていた。

なお、第三者機関は「認定等」を行うこととなっているが、当初案では「監督」も明記されていたものの大綱では当該文言は削除されている。「認定等」の「等」に監督も含まれているという趣旨に解したいが、第三者機関の負担に配慮したものと考えられる。

一度認定したルールが社会状況や技術変化に伴って適正でないものとなる可能性や自主 規制ルールの不十分な遵守状況による形骸化のおそれなど、既存の業界ガイドラインで生 じてきた問題と同様の課題が今後生ずることも想定されることから、継続的な監督が本来 必要であることは言うまでもない。

現に、加工方法は法定できないことから、その方法を委員会が定めることについても、事業者⁽³⁹⁾からは、「①提出が求められる情報の程度によっては、機動的なデータの利活用に支障が生ずるおそれがある、②データの利活用ビジネスの中核をなす加工方法等が第三者機関の判断で公表されては、提供者の先行利益が損なわれかねない⁽⁴⁰⁾」ため「①②の代案として、事業者自らに加工方法等の公表を義務づけることも、検討の余地があるといえよう。⁽⁴¹⁾」とする意見もある。事業者の営業秘密に該当するような加工方法等が、事業者の事情を考慮せずに公表されるようなことは避けなければならないが、事業者が判断した加工方法等の自主的な公表を義務づけたとしても、客観的かつ外部による検証が可能な手続によらなければ、事業者自らの判断に依拠した公表のみをもって、法が求める「適正な取扱い」及び「透明性の確保」を達成することは困難であると考えられる。

8 個人情報保護委員会設置の意義

改正個人情報保護法の最も重要な点は、個人情報取扱事業者の監督を行う主体が、主務 大臣制から個人情報保護委員会に法の執行体制が改められることである。これにより、委 員会は、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者の監督を行うことになる。

監督権限については、①報告及び立入検査、②指導及び助言、③権限の委任が定められている。

①報告及び立入検査として、個人情報保護委員会は、一定の場合において、個人情報取

扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)に対し、個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、検査させる等することができる。

②指導及び助言として、個人情報保護委員会は、一定の場合において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

③権限の委任については、個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、①報告及び立入検査による権限を事業所管大臣に委任することができる。

なお、事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保 するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従 い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

9 行政機関及び独立行政法人等における個人情報の取扱い

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについても、民間部門同様に適正な利活用が図られる必要がある。大綱では、「その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。」ことが示されるとどまり、改正個人情報保護法では、行政機関等における個人情報の取扱いについては射程外のため何ら規定はされていない。

「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」(平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、オープンデータ推進の重要性が提唱され、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体等が保有する公共データのビジネスや新サービスへの活用が期待され公共データの活用促進を目指している。オープンデータの活用推進のためには、民間部門同様に個人が特定される可能性を低減したデータ(匿名加工情報)の取扱いについての検討を含め、民間部門における個人情報の取扱いと同様の検討事項が公的部門においても必要であることは言うまでもない(42)。よって、行政機関等が保有するオープンデータの活用推進のためには、公的部門におけるパーソナルデータの取扱いについての課題の検討が不可欠である。また、民間部門との不均衡が生じないよう公平な執行体制を整備することが必要である。さらに、国際的にも2013年に改正されたOECDガイドラインその他の国際的な基準において、第三者機関の執行権限は官民双方を対象にしなければならないと明示されている。

「個人情報保護委員会(43)」は、番号利用法に基づいて設置されている特定個人情報保護委員会を改組して設置された。特定個人情報保護委員会は、番号利用法に基づく個人番号その他の特定個人情報の取扱いに係る事務を掌るため、その執行権限は、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者その他の事業者を対象としている。大綱では、「第三者機関は、番号利用法に規定されている業務に加えて」と記述されていたことから、本来であれば、番号利用法に基づく特定個人情報保護委員会

の権限及び執行範囲を縮小することなく、公的部門及び民間部門の双方をカバーする新たな個人情報保護制度の執行に必要な体制の整備を行うべきであったと考えられる。しかし、行政機関等個人情報保護法の改正に関する検討は、個人情報保護法の改正とは別途行われていたため、改正個人情報保護法では、行政機関等への個人情報保護委員会の執行権限についての規定はない。さらに、地方公共団体における個人情報の取扱いについて、地方自治の本旨との関係においても検討すべき課題は多い(44)。

我が国の個人情報保護制度が、国際的に認められる制度となるためには、公的部門における個人情報の取扱いと執行体制の整備⁽⁴⁵⁾がなされることが不可欠である。

(1)2015 年 6 月には成立の見込みであった法案の可決が大幅に遅れたのは、日本年金機構の情報漏えい事件が 2015 年 6 月 1 日に公表されたことによる。

(2) 改正個人情報保護法の解説は、日置巴美、板倉陽一郎『平成 27 年改正個人情報保護法のしくみ』商事法務(2015)、瓜生和久『一問一答 平成 27 年改正個人情報保護法』商事法務(2015)、辻畑泰喬『Q&A でわかりやすく学ぶ 平成 27 年改正 個人情報保護法』第一法規(2016)、第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会『Q&A 改正個人情報保護法:パーソナルデータ保護法制の最前線』新日本法規出版(2015)、「法令解説 個人情報保護法とマイナンバー法の改正:個人情報の保護と有用性の確保、マイナンバーの利用の推進:個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第65号) 平 27・9・9 公布」時の法令1996号 (2016) 4-27 頁を参照されたい。

(3)番号利用法の改正は、個人番号の利活用を推進するため、預金保険機構における預金等に係る債権額の把握に関する事務や健康保険組合が行う特定健康診査に関する事務等における個人番号の利用など、個人番号の利用範囲を拡充するとともに、地方公共団体が個人番号を独自に利用する場合における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携等について所要の規定を整備している。

(4) マイナンバーは、2015 年 10 月から番号の通知が始まり、2016 年 1 月 1 日から制度の運用が開始されている。

(5)個人情報保護委員会の機能・権限については、宍戸常寿「個人情報保護委員会」ジュリスト 1489 号 (2016) 42-48 頁。宍戸常寿「パーソナルデータに関する『独立第三者機関』について」ジュリスト 1464 号 (2014) 18-24 頁では、第三者機関の設置が法改正にあたって最低条件であるとしていた。

(6) 我が国では長年にわたりプライバシーコミッショナー制度が存在しなかったため、堀部政男「個人情報保護委員会の歴史的・参加的意義」NBL1065号(2016)1頁において述べられている通り、国際的な個人情報・プライバシー保護のためのコミュニティへの参加が可能になることによる歴史的意義は大きい。

(7)新保史生「クリシェとしてのビッグ・データ」電子化知的財産・社会基盤 (EIP) 2012-EIP-55(7) (2012) 1-6頁。

(8) 宍戸常寿「個人情報保護法改正・偶感 (特集 プライバシーのゆくえ)」三田評論 1193 号 (2015) 27-32 頁では、パーソナルデータの取扱いに伴う個人情報保護法改正に至る背景を明らかにしている。

(9)長田三紀「個人情報をめぐる問題点とは何か — 消費者団体からの主張」消費者情報 468号(2016)12頁では、消費者保護の観点から個人情報の取扱いをめぐる問題を指摘している。

- (10) 改正の趣旨及び背景については、瓜生和久「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)の改正について」法律時報 88 巻 1 号 (2016) 62-66 頁、瓜生和久「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)の改正について」行政&情報システム Vol.51 (2015) 21-26 頁、日置巴美「改正個人情報保護法の概要:変容するパーソナルデータの取扱い環境下における個人情報の保護と利活用について」ジュリスト 1489 号 (2016) 30-35 頁、日置巴美「改正個人情報保護法の概要」金融法務事情 2032 号 (2015) 50-54 頁。また、辻智佐子、辻俊一、渡辺昇一「個人情報をめぐる制度設計の検討プロセスに関する考察」城西大学経営紀要 11 号 (2015) 45-73 頁では、現在に至るまでの個人情報・プライバシー保護をめぐる学説及び制度の変遷とともに、法改正における検討過程について紹介がなされている。(11)個人情報の定義をめぐる論点については、森亮二「平成 27 年改正個人情報保護法(第2回)個人情報の定義」NBL1061 号 (2015) 40-44 頁。個人識別符号や匿名加工情報に該当する情報についての考え方は、森亮二「個人情報の保護と利用: 法整備における課題」法律時報 88 巻 1 号 (2016) 80-85 頁。
- (12)個人情報・要配慮個人情報・匿名加工情報の定義については、宇賀克也「個人情報・ 匿名加工情報・個人情報取扱事業者」ジュリスト 1489 号 (2016)36-41 頁。
- (13) 総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」では、実質的個人識別性を有する情報について、「個人のPCやスマートフォン等の識別情報(端末 I D等)などは、一義的にはPCやスマートフォンといった特定の装置を識別するものであるが、実質的に特定の個人と継続的に結びついており、プライバシーの保護という基本理念を踏まえて判断すると、実質的個人識別性の要件を満たし、保護されるパーソナルデータの範囲に含まれると考えられる。」としている。総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」(平成25年6月12日)。担当者による解説は、藤波恒一「『パーソナルデータの利用・流通に関する研究会』報告書:パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策について」NBL1006号(2013)5-9頁。
- (14) 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部平成25年12月20日決定。宇賀克也「『パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針』について」ジュリスト1464号(2014)12-17頁。担当者による解説は、瓜生和久「パーソナルデータに関する検討会の背景・概要と『制度見直し方針』の解説」NBL1017号(2014)10-16頁、新保史生「個人情報保護制度の見直しに向けた検討:パーソナルデータの取扱いをめぐる最新動向と既存の議論の省察(後編)」Niben frontier138号(2014)10-16頁。
- (15) 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部平成 26 年 6 月 24 日決定。大綱の概要は、瓜生和久「『パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱』の概要」NBL1029 号(2014)11-22 頁。また、大綱策定の背景をめぐる議論については、宇賀克也、宍戸常寿、森亮二「鼎談 パーソナルデータの保護と利活用へ向けて」ジュリスト 1472 号(巻頭 2-5 頁、66-73 頁)(2014)。

- (16) 第7回パーソナルデータに関する検討会(平成26年4月16日)(資料1-2)「『個人情報』等の定義と『個人情報取扱事業者』等の義務について(事務局案)」。
- (17)技術検討ワーキンググループ(平成 26 年 5 月 20 日)(資料 2-1)「『(仮称)準個人情報』及び『(仮称)個人特定性低減データ』に関する技術的観点からの考察について」(中間報告)。
- (18) 第5回パーソナルデータに関する検討会(平成25年12月20日)(資料2-1)「技術検討ワーキンググループ報告書」1頁。

(19) 同上

- (20) 岡村久道「パーソナルデータの利活用に関する制度見直しと検討課題(中)」NBL1020号(2014)70頁。
- (21)鈴木正朝「個人情報保護法のグローバル化への対応」ジュリスト 1489 号 (2016) 57-64 頁は法改正の背景となる国際的な動向を紹介するとともに、JR 東日本による Suica の乗降 履歴提供をめぐる問題の所在を明らかにしている。鈴木正朝「Suica 問題とは何であったのか: 個人情報保護法改正の視点は何か」Business law journal 7(5) (2014) 39-41 頁も参照。具体的な問題点は、浅川直輝「Suica 履歴販売の失策 (特集「Suica 履歴販売」は何を誤ったのか:パーソナルデータ利活用、6つの勘所)」日経コンピュータ 845 号 (2013) 26-31 頁に詳しい。
- (22)「パーソナルデータ」という用語を用いて議論がなされるようになった端緒は、いわ ゆる匿名化された情報の利用をめぐる問題に関して検討がなされた、経済産業省の「パー ソナル情報研究会報告書 - 個人と連結可能な情報の保護と利用のために-」(平成 20 年 11 月)においてである。その後、パーソナルデータの取扱いをめぐる問題については、透 明性を確保し分かりやすい表示を事業者に求める取り組みとして、「IT融合フォーラム パーソナルデータワーキンググループ報告書:パーソナルデータ利活用の基盤となる消費 者と事業者の信頼関係の構築に向けて」(平成25年5月13日)が公表された。詳細につい ては、経済産業省商務情報政策局情報経済課「IT 融合フォーラムパーソナルデータワーキ ングループ報告書を取りまとめました | 経済産業公報(17707)(2013)4-8 頁。これに基づき、 「消費者に信頼されるパーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向け、消費者への情報提 供・説明を充実させるための『基準』」(平成26年3月26日)が公表され、「パーソナル データ利活用ビジネスの促進に向けた、消費者向け情報提供・説明の充実のための『評価 基準』と『事前相談評価』のあり方について」及び「『分かり易さに関する手法・アプロ ーチ』に係るベストプラクティス集」も同時に公表された。担当者による解説は、小柳輝 「消費者に信頼されるパーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向け、消費者への情報提 供・説明を充実させるための『基準』について」NBL1025 号(2014)4-7 頁。
- (23)「パーソナルデータ」という用語は、英語に訳すと「個人データ」である。国外で説明をする際に当該用語を用いると誤解を生ずるため、PII (Personally Identifiable Information)と Non-PII の両者の区別の困難性・相対性に鑑みて暫定的に用いられている用語であることについて補足説明が必要である。一方、国内においても、パーソナルデータという用語そのものはビッグデータなどの用語同様に定義を明確にして用いる用語ではないという点に留意すべきである。当該用語を「とりあえず」用いざるを得なかった理由を理解しない

と、民間における利活用推進の取り組みの趣旨についても誤解が生ずる可能性がある。

(24)パーソナルデータに関する検討会は、「技術検討ワーキンググループ」が設置されて 議論がなされた。WG における議論については、森亮二「パーソナルデータの匿名化をめ ぐる議論」ジュリスト 1464 号(2014)25-31 頁。。

(25)加工方法は委員会規則で定める事項となっているが、佐藤一郎「ビッグデータと個人情報保護法:データシェアリングにおけるパーソナルデータの取り扱い」情報管理 58 号 (2016) 831 頁では、その手法として一般化、あいまい化、ノイズ付加、データ交換、疑似データ挿入、レコード削除などを例示している。

(26) JIS Q 15001 の 3.4.2.3 「特定の機微な個人情報の取得,利用及び提供の制限」とは異なる点に注意が必要である。JIS で定めている、a) 思想,信条又は宗教に関する事項、b) 人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く。)、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項、c) 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項、d) 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項、e) 保健医療又は性生活に関する事項と、改正法が定める「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述」を比較すると、その対象は異なるものである。JIS の機微情報は、EU の個人データ保護指令第8条が定める機微情報の定義を参考したものであり、改正法が定める差別の要因となる情報とは趣旨が異なる。

(27) 詳細については、新保史生「改正個人情報保護法における個人データの第三者提供に 係る手続」ジュリスト 1489 号 (2016) 49-56 頁を参照されたい。

(28)個人情報データベース等提供罪は、大手通信教育事業者からの 2000 万件にも達する大規模個人データ漏えい事件を受けて創設された規定であるが、漏えい事件への対応と法執行の在り方については、橋本誠志「インターネット上でのパーソナルデータ流通におけるダメージのコントロールに関する基礎的研究: 実施機関の関係性を中心に (20 周年記念特集号)」同志社政策科学研究特集号 (2016) 11-18 頁を参照されたい。

(29) 消費者委員会は、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」(2014年6月24)に対する意見として、2014年9月9日に「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」〈http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2014/0909_iken.html〉を公表している。大綱において示された、(1)特定可能性が低減されていない個人情報の移転についての第三者機関等の関与、(2)名簿等の個人情報リストを入手・保有する事業者の責任の明確化、(3)情報のロンダリングを許さないトレーサビリティの確立、(4)不正の手段により流出した個人情報の削除、(5)いわゆる名簿屋に対する規制について、1.第三者提供時のオプトアウト手続の適正化と提供を受ける側の事業者の責任の明確化、2.不正取得された個人情報の流通の防止、3.本人同意原則によらずに流通した個人情報の利用停止・消去、4.個人データのトレーサビリティの確保、5.加工された個人データの取扱い、6.いわゆる名簿屋等に対する業規制について意見を示しており、オプトアウトによる個人データの第三者提供の停止等の手続の形骸化を指摘しトレーサビリティを確保するために手続の制度化を提言している。山本龍彦「インターネット時代の個人情

報保護: 実効的な告知と国家の両義性を中心に」慶應法学 33 巻 (2015) 181 頁においても、「本人同意の虚構性」を指摘し実効性ある同意・選択の機会確保の必要性を提唱している。

- (30) 全国地域婦人団体連絡協議会「個人情報保護に対する意見書」全地婦連発 7 6 号 2 0 1 4 年 7 月 1 8 日 \langle http://www.chifuren.gr.jp/press/p140718/p140718.html \rangle 。
- (31)改正前は「手段又は方法」と規定されていた。経済産業分野個人情報保護ガイドラインの事例においても、①書籍として出版、②インターネットに掲載、③プリントアウトして交付等との事例が示されているが、両者を分ける意義がないため「手段」は削除されている。
- (32) 岡村久道「パーソナルデータの利活用に関する制度見直しと検討課題(中)」 NBL1020(2014)。
- (33) いわゆる「Q14 問題」。「経済産業分野における個人情報保護ガイドライン」の Q&A 1 4番は、「事業者の取扱部門ごとにデータベースがあり、他の取扱部門のデータベースへのアクセスが、規程上・運用上厳格に禁止されている場合、『容易に照合することができ』(法第 2 条第 1 項)るといえますか。」との設問について、「他の取扱部門のデータベースへのアクセスが規程上・運用上厳格に禁止されている場合であっても、双方の取扱部門を統括すべき立場の者等が双方のデータベースにアクセス可能な場合は、当該事業者にとって『容易に照合することができ』る状態にあると考えられます。ただし、経営者、データベースのシステム担当者などを含め社内の誰もが規程上・運用上、双方のデータベースへのアクセスを厳格に禁止されている状態であれば、『容易に照合することができ』るとはいえないものと考えられます。(2007.3.30)」としているが、森亮二「パーソナルデータの匿名化をめぐる議論」ジュリスト 1464 号(2014) 26 頁では、「事業者内の『他の情報』について容易照合性がないことを理由とする匿名化は、理論的には可能であっても現実的には困難」と指摘されている。
- (34)個人情報の加工方法として、厚生労働分野における「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」では、連結可能匿名化と連結不可能匿名化に分けて、その加工方法を示し、「対応表」を残すか否かによって両者のいずれの匿名化にあたるのかを示している。学術研究目的での研究報告にあたっては、個人情報取扱事業者の義務が課されないことから第三者提供の制限を受けず、個人データをそのまま提供(学会報告や学術誌での公開)することが可能であるが、患者・利用者のプライバシー保護の観点からガイドラインにおいて匿名化を求め、匿名化の方法を示しているにすぎないと考えられる。(「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省告示)は、「疫学研究に関する倫理指針」(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)及び「臨床研究に関する倫理指針」(平成20年厚生労働省告示第415号)を統合して改正予定の指針である。改正後も、連結可能匿名化と連結不可能匿名化に関する記述に変更はない。)
- (35)提供元・提供先基準については、新保 史生「パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等」自由と正義 65 号 (2014) 16-23 頁。
- (36)個人が特定されるリスクについては、高橋克巳、正木彰伍、濱田浩気「個人データの 匿名化とその限界」電子情報通信学会誌 98 号 (2015) 193-201 頁に詳しい。

(37) FTC, *Protecting Consumer Privacy in and Era of Rapid Change* (March26,2012). Big Data and Consumer Privacy in the Internet Economy, 79 Fed. Reg. 32714 (Jun. 6, 2014) Comment of Solon Barocas, Edward W. Felten, Joanna N. Huey, Joshua A. Kroll, and Arvind Narayanan. (38) 岡村久道「パーソナルデータの利活用に関する制度見直しと検討課題 (中)」NBL1020 号 (2014) 72 頁。

(39) 事業に与える影響については、大井哲也、白澤光音「パーソナルデータ大綱のビジネスへの影響」ビジネス法務 14(10) (2014) 92-97 頁、太田洋「予測可能性が失われればビジネスは萎縮する」Business law journal 7(5) (2014) 36-38 頁、中崎尚「パーソナルデータ保護法制が企業に与える影響: いま何が議論されているのか」 Business law journal 7(5) (2014) 26-34 頁を参照。

(40) 伊藤亜紀、永井利幸「『パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱』にみる個人情報保護法改正の方向性と実務への影響」金融商事法務 1999 号 (2014) 102 頁。 (41) 同上。

(42) 奥村裕一「オープン(ガバメント) データ」 ジュリスト 1464 号(2014) 45-52 頁を参照。

(43)公的部門の監視・監督と委員会の関係について、宍戸常寿「個人情報保護委員会」ジュリスト 1489 号 (2016) 48 頁では、個人情報保護法制全体の司令塔としての機能を果たすべきであるとする。

(44) いわゆる「2000 個問題」。上原哲太郎、鈴木正朝、湯淺墾道「シンポジウム 個人情報保護法 2000 個問題は解消可能か?」情報ネットワーク・ローレビュー14 号 (2015) 73-106 頁。今後の検討に資する論考として、宇賀克也「地方公共団体における個人情報保護の課題」自治実務セミナー642 号 (2015) 2-6 頁、宇賀 克也「個人情報の保護と利用:ポジティブ・サムを目指した改革の意義と課題」法律時報 88 巻 1 号 (2016) 68 頁では、番号法 31 条に基づく条例整備に際し、特定個人情報の保護が個人情報保護条例の改正による条例整備では番号法に基づく規定との整合性を確保できない例として東京都の条例改正事例を示している。その他、日置巴美「個人情報の保護に関する法律の改正と地方公共団体への波及」地方自治 817 号 (2015) 18-31 頁、日置巴美「改正個人情報保護法の全体像:改正に伴う地方公共団体における個人情報の取扱いについて」自治実務セミナー642 号 (2015) 7-10 頁、堀部政男「マイナンバー法と改正個人情報保護法:プライバシー・個人情報保護の新側面と地方公共団体の課題」住民行政の窓 423 号 (2016) 8-20 頁。

(45)藤原静夫「公的部門の個人情報保護法制の見直し」法律時報 88 巻 (2016) 74-79 頁は、 行政機関等個人情報保護法の改正の考え方を示すとともに、地方公共団体の個人情報保護 条例の分権的な多様性を評価した上での検討の必要性を説いている。